

第4期北海道自殺対策行動計画（素案）の概要

① 計画の趣旨等

計画策定の趣旨	▶「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「自殺総合対策大綱」を踏まえつつ、本道の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に進めるための基本的な方向や具体的施策を定めるため策定
計画の位置づけ	▶自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画として策定 ▶「北海道総合計画」の特定分野別計画・「北海道医療計画」の「行動計画」として策定
計画の期間	▶令和5年度から令和9年度までの5年間
北海道における自殺の現状	▶自殺者数は減少傾向にあり、令和2年は881人。自殺死亡率は全国平均を上回る。令和2年に女性が増加 ▶50代・40代・70代の順に多い。近年は、10代から30代、50代、70歳以上で増加または下げ止まりの傾向 ▶地域により自殺死亡率に開きが見られ、最も高い保健所圏域では、最も低い圏域と比べ約2.0倍
現状を踏まえた主な課題	▶子ども・若者の自殺対策 ▶女性の自殺対策 ▶新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策 ▶地域ごとの格差を是正する対策
自殺対策の基本認識	▶自殺はその多くが追い込まれた末の死 ▶年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ▶新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進 ▶P D C Aサイクルを通じた対策の推進
自殺対策の基本方針	▶生きることの包括的な支援として推進する ▶関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ▶対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる ▶実践と啓発を両輪として推進する ▶役割の明確化と連携・協同の推進 ▶自殺者等の名誉及び生活の平穩へ配慮する

② 当面の重点施策

(1) 道民一人ひとりの気付きと見守りを促す	①自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発事業等の実施 ②児童生徒に対する自殺予防に向けた教育の実施 ③自殺や自殺関連事象、うつ病等についての普及啓発の推進
(2) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	①様々な分野でのゲートキーパーの養成 ②かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ③大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ④教職員に対する普及啓発等の実施 ⑤地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 ⑥民生委員・児童委員や介護・福祉関係者等への研修の実施 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上 ⑧自殺対策従事者等の資質向上及び心のケア ⑨家族や知人等を含めた支援者への支援
(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の促進 ②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備 ④大規模災害における被災者の心のケアの推進
(4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	①かかりつけの医師等の資質の向上と精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 ②うつ等のスクリーニングの実施、 ③うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 ④がん患者等に対する支援
(5) 社会全体の自殺リスクを低下させる	①地域における相談・支援体制の充実と相談窓口情報等の発信 ②多重債務に関する相談体制の整備と普及啓発及びセーフティネット融資の充実 ③失業者等に対する相談窓口の充実等 ④経営者に対する相談事業の実施等 ⑤法的問題解決のための情報提供の充実 ⑥自殺の多発場所における対策、薬品等の規制等 ⑦報道機関に対する世界保健機関（WHO）の手引きの周知 ⑧SNSを活用した自殺対策の推進
(6) 地域の支援体制を整備し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	①地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ②医療機関等における診療体制の充実 ③医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ④自殺未遂者やその家族等に対する支援
(7) 遺された人への支援を充実する	①遺族への総合的な支援 ②遺族支援のための関係者研修等の実施 ③学校、職場での事後対応の促進
(8) 民間団体との連携を強化する	①地域における連携体制の確立 ②民間団体の相談事業等に対する支援 ③民間団体の活動の把握と連携
(9) 地域の特性に応じた対策を推進する	①地域の実態把握と情報提供体制の充実 ②市町村に対する自殺対策計画の策定や実践的な取組への支援 ③二次医療圏ごとに重点施策を定めて対策を推進 ④地域ごとの取組の格差を是正するための対策の推進
(10) 子ども・若者の自殺対策を推進する	①いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ②児童・生徒・学生への支援の充実 ③S O Sの出し方に関する教育等の推進 ④子どもへの支援の充実 ⑤若者への支援の充実
(11) 勤務問題による自殺対策を推進する	①長時間労働の是正 ②ハラスメント防止対策 ③職場におけるメンタルヘルス対策の促進
(12) 女性の自殺対策を推進する	①妊産婦への支援の充実 ②コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ③困難な問題を抱える女性への支援

③ 数値目標

（厚生労働省「人口動態統計」、総務省「消防白書」）

	平成19年	平成28年	令和2年	【目標値】令和9年
自殺死亡率（人口10万対）	26.3	17.5	17.0	12.1以下
自殺者数（人）	1,462	930	881	600以下
（参考指標）自損行為による救急出動数（件）	(4,358)	(2,804)	(2,854)	(1,950以下)

④ 計画の推進

- ▶ 関係機関・団体からなる「北海道自殺対策連絡会議」における道全体の施策の総合的な展開に向けた協議
- ▶ 自殺対策関係部局による「自殺対策庁内連絡会議」における施策・事業の展開に向けた協議
- ▶ 保健所ごとに設置した「自殺対策地域連絡会議」における地域の状況に応じた対策の推進に向けた連携体制の確保
- ▶ P D C Aサイクルに基づく、自殺対策の検証・評価及び次年度以降の取組への反映。可能な限り定量的な指標を用いて実施。